

[事案 24-174] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 25 年 7 月 25 日 和解成立

<事案の概要>

募集人から、誤説明を受けて加入したとして、契約の無効および既払込保険料の返還などを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 10 月に一時払保険料 1,000 万円を支払って加入した変額個人年金保険は、募集人から以下の誤説明を受けて加入したものであるため、元金と利息を合わせて 1,100 万円を支払ってほしい、あるいは、契約を無効として払い込んだ保険料を返還してほしい。

- (1)一括積立の高額保険で、利息も多く付き、元金と利息は保証される。
- (2)5 年満期で一括積立金額が 1,000 万円なら、満期時に 100 万円の利息が付き、1,100 万円が一括で受け取れる。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集時に使用された保険設計書には、年金受取総額保証金額はあくまでも年金支払開始日以後の終身年金で受け取ることを前提とした保証金額であると記載されている。
- (2)また、リファレンスブックには、運用実績によっては損失を被ることがある旨明記されており、申立人が、リスクなしに据置期間の 5 年間で 10%の利息を受け取ることができると認識していたとは思えない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法的整理

- (1)主位的に、本契約に関して、年金支払期間中の年金一括受取でも、運用実績に関わらず、受取保証金額が一時払保険料に対して毎年 2%確実に増加することを内容とする合意が成立したとして、そのとおりの履行を求める。（主位的請求）
- (2)予備的に、本契約が上記 1. (1)記載の内容の保険であると錯誤（民法 95 条）して申込みをしたことから、契約を無効として既払込保険料の返還を求める。（予備的請求）

2. 以下のとおり、申立人の請求のいずれも認めることができない。

- (1)次の理由により、申立人の主位的請求を認めることはできない。
 - ①保険契約は附合契約であり、約款の記載によって契約内容が定められるものであるが、本契約の約款には、年金の一括支払の場合に支払われる払いもどし金額が運用実績により増減する旨記載されていることから、年金の一括受取金額が運用実績に

関わらず年金受取総額保証金額と同額となる旨の保証、および一時払保険料相当額を上回る旨の保証はない。

②募集人には約款にもとづく契約内容に変更を加える権限はなく、申立人と保険会社の間で、約款の内容と異なる合意が成立したと認めることはできない。

(2) 次の理由により、仮に申立人に錯誤があったと認められたとしても、申立人には重大な過失があるので、申立人の予備的請求を認めることはできない。

①募集人が申立人への説明に用いた設計書には、年金を一括で受け取る場合には、受取総額保証金額が保証されていない旨が明記されている。

②申立人が自署・押印のある意向確認書において、年金を一括で受け取る場合には受取総額保証がされないことを理解している旨のチェックが行われている。

3. しかしながら、以下の事情を踏まえると、紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決することが相当である。

(1) 設計書においては、年金支払開始日における年金受取総額保証金額について詳しい記載がなされているのに対して、年金を一括で受け取る場合についての説明はあまりなされていない。

(2) 保険会社による、募集人が適切に説明した旨の立証が不十分である。

【参考】

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。